

議案第10号

山都町建設事業分担金徴収条例の一部改正について

山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業を施行するにあたり、その費用に充てるための受益者分担金の額（負担率）を定めるため、山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町建設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

山都町建設事業分担金徴収条例（平成17年山都町条例第165号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は別表第3」を「、別表第3又は別表第4」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第3条関係）

事業区分	受益者負担率	備考
災害関連地域防災が け崩れ対策事業	100分の1.5	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町建設事業分担金徴収条例(平成17年山都町条例第165号)新旧対照表

現行	改正後（案）						
<p>(分担金の額)</p> <p>第3条 分担金の額は、別表第1、別表第2又は別表第3の左欄に掲げる事業区分に応じ当該事業費にこれらの表の中欄に定める受益者負担率を乗じて得た額とする。</p>	<p>(分担金の額)</p> <p>第3条 分担金の額は、別表第1、別表第2、別表第3又は別表第4の左欄に掲げる事業区分に応じ当該事業費にこれらの表の中欄に定める受益者負担率を乗じて得た額とする。</p> <p>第4条～第8条 略</p>						
<p>別表第3（第3条関係）</p>	<p>別表第3（第3条関係）</p>						
	<p>別表第4（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1057 683 1906 842"> <thead> <tr> <th data-bbox="1057 683 1303 746">事業区分</th> <th data-bbox="1303 683 1585 746">受益者負担率</th> <th data-bbox="1585 683 1906 746">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1057 746 1303 842">災害関連地域防災が け崩れ対策事業</td> <td data-bbox="1303 746 1585 842">100分の1.5</td> <td data-bbox="1585 746 1906 842"></td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	受益者負担率	備考	災害関連地域防災が け崩れ対策事業	100分の1.5	
事業区分	受益者負担率	備考					
災害関連地域防災が け崩れ対策事業	100分の1.5						